

## 「電子採決システム」の導入と運用

## ○導入決定の背景

- ・平成28年度 第8回役場庁舎建設に関する調査特別委員会(平成28年9月1日開催)において決定した、「基本計画協議結果報告書 別紙 議会機能に関する協議事項」に記載。

■基本的な考え方ー議会ICT推進計画に則った整備を行うこと

3 諸整備 (2)視聴覚設備・ICT設備 ～「電子採決投票システムを設置する」

- ・議会ICT推進計画に則った整備を行う

第3章 事業の展開 1 【ハード面での計画事業】

(2) 機器及びシステムの新規・更新整備

⑥本会議場の電子採決投票システム導入(出席数・発言時間等)

R2年度

## ○導入による効果

- ・表決の迅速化
- ・多様な表決方法の選択(※起立・挙手が困難な議員の表決支援など)
- ・町民への公開性の向上
- ・表決記録の自動化

## ○電子採決システムの運用範囲

- 簡易表決を除くすべての表決(従来の起立・挙手による表決に替わるもの)

※「選挙」の投票には使用できない(公選法第 46 条:…投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の指名を自書して、これを投票箱にいれなければならない)

## ○議論のポイント

## ①電子採決システム運用の基本的方針

- ①簡易表決を除き従来の起立・挙手による表決を常とし、議長が必要であると認めるときに電子採決システムによる表決を行う

②簡易表決を除く表決において電子採決システムの運用を常とする →4/2 議運決定

「常」とするが、起立による方法を排除するか？

## ②電子採決システムが要する機能

- ・「賛成ボタン」～会議原則である「可を諮る原則」との整合性
- ・「反対ボタン」～「可を諮る原則」との整合性に疑問？
- ・「棄権ボタン」～棄権の意思表示としての議場退室に替わる機能？

### ③導入までのスケジュール

- ・3月16日 第26回議運
- ・3月25日 第27回議運
- ・4月2日 第28回議運
- ・6月4日 第3回議運
- ・6月30日 先進地事例調査(幕別町議会)
- ・7月9日 第7回議運 先進地事務調査報告
- ・7月30日 第8回議運
- ・ 月 日 第 回議運

◇ 10月末:新庁舎竣工予定(躯体工事)

- ・11月:会議条例の一部を改正する条例 提案(会議案)
- ・12月:会議条例改正案 議決、関係規則等改正(必要に応じ)

◇ R3年1月:新庁舎での執務開始

◇ R3年〇月:臨時会議 又は 〇〇委員会で試行運用(!?)

◇ 和3年3月:定例会議で本格運用

### ○例規改正等

- ・芽室町議会会議条例

※改正参考例:幕別町議会会議規則改正案 - 資料8参考③

### ○導入事例

- ・表決に関する諸規定比較 : 資料8参考①
- ・先進事例調査: 資料8参考②

### ◆「表決」と「採決」と「議決」

「表決」:議会の意思決定に個々の議員が参加し、議会等に対して賛成・反対の意思表示をすること

「採決」:議長が上記の表決を採ること

「議決」:表決の結果得られた議会の意思決定(可決・否決・同意など)のこと

### ◆表決の種類

- ①起立による表決(挙手を含む)
- ②投票による表決(記名投票・無記名投票)
- ③簡易表決

## 表決に関する諸規定比較（参考）

芽室町議会会議条例	①安城市議会会議規則	①大津市議会会議規則	②幕別町議会会議規則
(表決問題の宣告) 第 81 条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。	(表決問題の宣告) 第 67 条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。	※規則(表決問題の宣告) 第 34 条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。	(表決問題の宣告) 第 78 条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。
(不在議員) 第 82 条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。	(不在議員) 第 68 条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。	※規則(不在議員) 第 35 条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない	(不在議員) 第 79 条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。
(条件の禁止) 第 83 条 表決には、条件を付けることができない。	(条件の禁止) 第 69 条 表決には、条件を付けることができない。	※規則(条件の禁止) 第 36 条 表決には、条件を付けることができない。	(条件の禁止) 第 80 条 表決には、条件を付けることができない。
(起立による表決) 第 84 条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。  2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。	(起立等による表決) 第 70 条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。  2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。 3 第 1 項及び第 75 条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムによる表決をとることができる。 4 電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。 5 電子採決システムによる表決において、議長が表決を終了する宣告をした時点で、出席議員が賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、その出席議員は、棄権したものとみなす。	※規程(起立による表決) 第 41 条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。  2 前項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させることに代えて、その者に電子採決システムの賛成ボタンを押させることによって表決をとることができる。	(電子表決システム等による表決) 第 81 条 議長は、表決を採ろうとするときは、電子表決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。 3 第 1 項及び第 87 条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。 4 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

<p>(投票による表決)</p> <p>第 85 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p>	<p>(投票による表決)</p> <p>第 71 条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める</p>	<p>※<b>規程</b>(投票による表決)</p> <p>第 42 条 議長は、必要があると認めるとき、又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 議長は、同時に記名投票又は無記名投票の要求があるときは、いずれの方法によるか討論を用いず、会議に諮って決定する。</p>	<p>(投票による表決)</p> <p>第 82 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p>
<p>(記名及び無記名の投票)</p> <p>第 86 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。</p>	<p>(無記名投票及び記名投票)</p> <p>第 72 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。</p>	<p>※<b>規程</b>(記名投票、無記名投票)</p> <p>第 43 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする議員は賛成、否とする議員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。</p>	<p>(記名及び無記名の投票)</p> <p>第 83 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は○と、否とする者は×と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。</p>
<p>(白票の取扱い)</p> <p>第 87 条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。</p>	<p>2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、無効とする。</p>	<p>※<b>規程</b>(投票の効力)</p> <p>第 44 条 記名投票又は無記名投票による表決において、賛否が明らかでない投票及び他事を記載した投票は否とみなす。</p>	<p>(白票の取扱い)</p> <p>第 84 条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。</p>
<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 88 条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条第 1 項、第 35 条及び第 36 条の規定を準用する。</p>	<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 73 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 27 条から第 31 条まで、第 32 条第 1 項及び第 33 条の規定を準用する。</p>	<p>※<b>規程</b>(選挙規定の準用)</p> <p>第 45 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 15 条から第 19 条まで、第 20 条第 1 項及び第 21 条の規定を準用する。</p>	<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 85 条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第 28 条 (議場の出入口閉鎖)、第 29 条 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 30 条 (投票)、第 31 条 (投票の終了)、第 32 条 (開票及び投票の効力)、第 33 条 (選挙結果の報告) 第 1 項、第 34 条 (選挙に関する疑義) 及び第 35 条 (選挙関係書類の保存) の規定を準用する。</p>
<p>(表決の訂正)</p> <p>第 89 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p>	<p>(表決の訂正)</p> <p>第 74 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p>	<p>※<b>規則</b>(表決の訂正)</p> <p>第 37 条 議員は、自己の表決の訂正を求めるとはできない。</p>	<p>(表決の訂正)</p> <p>第 86 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p>
<p>(簡易表決)</p> <p>第 90 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、<u>議長は起立の方法で表決を採らなければならない。</u></p>	<p>(簡易表決)</p> <p>第 75 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、<u>議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。</u></p>	<p>※<b>規程</b>(簡易表決)</p> <p>第 46 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができるものとし、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、<u>議長は、宣告に対し出席議員 3 人以上から異議があるときは、起立の方法又は電子採決システムで表決をとらなければならない。</u></p>	<p>(簡易表決)</p> <p>第 87 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、<u>議長は、電子表決システムによる方法で表決を採らなければならない。</u></p>

芽室町	幕別町	四日市市
<p><b>第4章 選挙</b> (選挙の宣告)</p> <p>第28条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。 (不在議員)</p> <p>第29条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。</p> <p>(投票用紙の配布及び投票箱の点検)</p> <p>第30条 投票を行うときは、議長は、議会事務局職員に議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。 2 議長は、議会事務局職員に投票箱を点検させなければならない。 (投票)</p> <p>第31条 議員は、議長の指示に従って、順次投票する。 (投票の終了)</p> <p>第32条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。 (開票及び投票の効力)</p> <p>第33条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。 (選挙結果の報告)</p> <p>第34条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。 (選挙に関する疑義)</p> <p>第35条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。 (選挙関係書類の保存)</p> <p>第36条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。</p>	<p>第4章 選挙 (選挙の宣告)</p> <p>第26条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。 (不在議員)</p> <p>第27条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。 (議場の出入口閉鎖)</p> <p>第28条 投票による選挙を行うときは、議長は、第26条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)</p> <p>第29条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。 2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。 (投票)</p> <p>第30条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。 (投票の終了)</p> <p>第31条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。 (開票及び投票の効力)</p> <p>第32条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。 (選挙結果の報告)</p> <p>第33条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。 (選挙に関する疑義)</p> <p>第34条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。 (選挙関係書類の保存)</p> <p>第35条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。</p>	<p>第4節 選挙 (選挙の宣告)</p> <p>第23条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。 (不在議員)</p> <p>第24条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。 (議場の出入口閉鎖)</p> <p>第25条 投票による選挙を行うときは、議長は、第23条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)</p> <p>第26条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。 2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。 (投票)</p> <p>第27条 議員は、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。 (投票の終了)</p> <p>第28条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。 (開票及び投票の効力)</p> <p>第29条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。 3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。 (選挙結果の報告)</p> <p>第30条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。 (選挙関係書類の保存)</p> <p>第31条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。</p>
<p><b>第9章 表決</b> (表決問題の宣告)</p>	<p>第8章 表決 (表決問題の宣告)</p>	<p>第8節 表決 (表決問題の宣告)</p>

<p>第 81 条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。</p> <p>(不在議員)</p> <p>第 82 条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。</p> <p>(条件の禁止)</p> <p>第 83 条 表決には、条件を付けることができない。</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第 84 条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 85 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(記名及び無記名の投票)</p> <p>第 86 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。</p> <p>(白票の取扱い)</p> <p>第 87 条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 88 条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条第 1 項、第 35 条及び第 36 条の規定を準用する。</p> <p>(表決の訂正)</p> <p>第 89 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第 90 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は起立の方法で表決を採らなければならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第 91 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。</p>	<p>第 78 条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。</p> <p>(不在議員)</p> <p>第 79 条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。</p> <p>(条件の禁止)</p> <p>第 80 条 表決には、条件を付けることができない。</p> <p>(電子表決システム等による表決)</p> <p>第 81 条 議長は、表決を採ろうとするときは、電子表決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。</p> <p>3 第 1 項及び第 87 条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。</p> <p>4 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 82 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(記名及び無記名の投票)</p> <p>第 83 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は○と、否とする者は×と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。</p> <p>(白票の取扱い)</p> <p>第 84 条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 85 条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第 28 条(議場の出入口閉鎖)、第 29 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 30 条(投票)、第 31 条(投票の終了)、第 32 条(開票及び投票の効力)、第 33 条(選挙結果の報告)第 1 項、第 34 条(選挙に関する疑義)及び第 35 条(選挙</p>	<p>第 63 条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(不在議員)</p> <p>第 64 条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。</p> <p>(条件の禁止)</p> <p>第 65 条 表決には、条件を付けることができない。</p> <p>(電子採決システム等による表決)</p> <p>第 66 条 議長が表決をとろうとするときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。なお、採決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。</p> <p>3 第 1 項及び第 71 条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。</p> <p>4 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 5 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 67 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(投票)</p> <p>第 68 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。</p> <p>2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 69 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 25 条(議場の出入口閉鎖)、第 26 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 27 条(投票)、第 28 条(投票の終了)、第 29 条(開票及び投票の効力)、第 30 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 31 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</p> <p>(表決の訂正)</p>
---	--	---

<p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。</p>	<p>関係書類の保存)の規定を準用する。 (表決の訂正)</p> <p>第86条 議員は、自己の表決の訂正を求められない。 (簡易表決)</p> <p>第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、電子表決システムによる方法で表決を採らなければならない。 (表決の順序)</p> <p>第88条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。</p>	<p>第70条 議員は、自己の表決の訂正を求められない。 (簡易表決)</p> <p>第71条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、電子採決システムによる方法で表決をとらなければならない。 (表決の順序)</p> <p>第72条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。</p>
--	---	--

[芽室町議会会議条例等運用規則]

## 第4章 選挙

(選挙の方法)

第13条 議長及び副議長の選挙は、投票により行うものとする。

2 一部事務組合議会議員の選挙は、指名推選により行うものとする。

3 選挙管理委員及び補充員の選挙は、指名推選により行い、補充員の順序は、議長が会議に諮って決める。

4 指名推選の方法により選挙を行うときは、議長発議又は議員の動議により、会議に諮り、異議がなければ、次の方法による。

(1) 議長指名による場合 議長発議又は議員の動議により、議長が指名することを会議に諮って、異議がないときは、議長が指名し、その指名を受けた者を会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。

(2) 議員の動議による場合 議員の動議により、指名者を会議に諮って、異議がないときは、指名者が指名し、その指名を受けた者を議長が会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。

(投票)

第14条 議員は、議長の指示に応じ、議長席に向かって右方から順次演台に登り、投票用紙を投票箱に投入し、議長席に向かって左方より降りて自席に戻る。

2 議長は、最後に投票する。

(選挙結果の報告)

第15条 当選人が議場にいるときの当選告知は、選挙結果の報告後直ちに議長が口頭により行う。

2 議長、副議長に当選した議員は、当選の告知を受けた後、直ちに就任のあいさつを行うものとする。この場合、就任のあいさつにより当選を承諾したものとみなす。

3 議長は、当選人が議場にいないときの当選の告知は、文書により行い、当選人から当選承諾書の提出を求める。

## 第10章 表決

(表決)

第34条 委員長の報告が原案のとおり可決すべきもの、採択すべきもの及び一部採択とすべきもの場合の表決は、委員長の報告のとおり決するかを採決し、委員長の報告が否決すべきもの及び不採択とすべきもの場合は、原案について採決する。

2 投票による表決の場合は、第15条第1項の規定により行うものとする。

3 全員が、異議がないと認められる軽易な事件の表決は、簡易表決によるものとする。

4 委員長報告が修正して可決すべきもの場合又は議員から修正案が提出されたときは、修正案を採決した後、修正議決した部分を除く原案について採決する。ただし、修正案が否決されたときは、原案について採決する。

5 数個の修正案が提出されたときの表決の順序は、次のとおりとする。

(1) 議員のみの修正案のうち、共通部分がない場合は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。

(2) 議員のみの修正案のうち、共通部分がある場合は、共通部分を表決に付すものとする。ただし、共通部分が極めて小部分であるときは、修正案ごとに表決に付することができるものとする。

(3) 議員の修正案又は委員会の修正案で、共通部分がない場合は、議員の修正案から先に表決をとる。

(4) 議員の修正案又は委員会の修正案のうち、共通部分がある場合は、議員の修正案中、委員会の修正案と共通の部分を除く修正部分について表決に付し、次に、議員の修正案と委員会の修正案の共通部分について表決に付し、最後に、議員の修正案と委員会の修正案と共通部分を除く委員会の修正案を表決に付する。

6 一括議題とした議案等に対する表決は、1件ごとに採決する。ただし、異議がないと認められるときは、一括して採決することができるものとする。

## 調査項目

## ○ 幕別町議会における電子表決システムの運用について

	調査事項	回 答
1	<p>電子表決（採決）システム導入までの経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子表決（採決）システム導入・採用のきっかけ</li> <li>・電子表決（採決）システム導入・採用の目的</li> </ul>	<p>平成23年6月、町長の行政執行方針において「庁舎の状況、耐震改修に要する経費などの観点から総合的に判断し、新庁舎を建設する方向で、現在、内部で検討を続けている」と新庁舎建設の方向性が示されました。</p> <p>議会では、同月に「庁舎建設に関する調査特別委員会」を設置して調査や先進地の視察などを行いました。平成24年9月には、同特別委員会内に「議会機能に関する小委員会」を設置して、議場・会議室・議員控室等のあり方について協議を進めました。</p> <p>小委員会では、新しい役場庁舎における議場の各種設備等についての検討を行い、その報告書において「モニターなどの視聴覚設備や電子採決システムなど、設備関係については最新式のものを導入することとし協議を進める」としました。</p> <p>(資料②-5 P 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①投票の正確性が保障されること。</li> <li>②所要時間の短縮化が図られること。</li> <li>③議場内モニターに賛否が表示され、即時かつ容易に把握できること。さらに各議員の賛否が明示されることで町民に分かりやすくなること。(議会ネット中継等)</li> </ul>
2	<p>運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メリット</li> <li>・デメリット</li> <li>・使用する議案</li> <li>・使用しない議案</li> <li>・実際の表決場面でのシステム使用・不使用の判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①投票の正確性、②所要時間の短縮化、③賛否の見える化など。</li> </ul> <p>導入コスト：議場音響等システム一式（2,068万2千円）、うち電子投票システム費用は約240万円。</p> <p>議案等において、異議がある場合は電子表決システムにより採決を行います。(なお、人事案件は無記名投票とし、監査委員〔議会選出〕、人権擁護委員の推薦については簡易表決としています。)</p> <p>(資料③-5 P 参照)</p>

議場が議場→退席した場合は、フラッシュ同時対応、表決にその場にいるべきではない(除斥)  
 表決の迅速化

正副議長が互いの立場を十分理解し合っている(その場にいるべきではない)  
 議員の資料提示→作っていない(その場にいるべきではない)  
 議決生議会が例がある、55インチで何かいい

	調査事項	回答
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表決開始から終了までの一連の操作(議員)</li> <li>・表決開始から終了までの一連の操作(事務局)</li> <li>・着座(着席)・議場退席・除斥・棄権等における表示・操作</li> </ul>	<p>(資料④ 参照)</p> <p>押しボタン式投票ユニットにより、出席ボタンを押下します。退席時は再度押下することにより退席となります。(除斥も同様。)</p> <p>棄権については、会議規則第81条第2項「電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。」と規定しています。</p> <p>(資料③6P 参照)</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表決結果の記録</li> <li>導入・維持管理コスト</li> </ul>	<p>(資料⑤ 参照)</p> <p>導入コスト：議場音響等システム一式2,068万2千円、うち電子投票システム費用は約240万円。                  維持管理コスト：議会中継システム保守業務委託料264千円/年、うち電子投票ソフト66千円/年。</p>

議長発表：議場席に押さえるようにした(投票がスムーズに行われる) 可決同数  
 議員 24人 → 28分間(投票から) 反対6人

## 質疑・応答

Q 電子表決システムにより採決を行う宣言は議案ごとか？

A 通常は議案ごととなるが、農業委員の任命同意などは最初の1回のみ。  
今回、24人の農業委員任命同意は、提案から28分間を要した。

Q ボタンを押さなければ反対とみなしているが棄権はないのか。

A 除斥はその旨記録を残すため退席させる必要がある。棄権も退席となる。  
議場の前列はフラットであり、車椅子などでも退席は可能。

Q モニターは見にくくないか。

A 大きい方が見やすいと思うが、議場の規模であれば55インチで十分。

Q モニターにより一般質問などで資料を提示するなどの活用はしていないか？

A ケーブルをつなぐなどの手間をかければ技術的には可能である。高校生議会の際に事例はある。しかし、議会中継なども考慮すると、活用する考えはない。

Q 傍聴席が聞きにくいなどの声があるか。

A 議員OBからそのような声もある。ヘッドフォンも2席あるが。

Q 議長の裁決システムは？

A 通常時は票が入れられず可否も加わらない状態にあるが、可否同数となった場合には、自動で議長のボタンが作動し、票を入れられる状態となる。

Q 事務局のオペレーションについて。

A 中継のほかに電子採決も対応（簡易表決はほぼない）すると、ワンオペはきつい。システムは東和。

Q 無記名投票は事務局側で状況が把握できるのか？

A 事務局も一切分からない仕組み。無記名である以上事務局が把握すると疑念を持たれる。

## その他

- ・議場の椅子は1脚19万円
- ・サーバーが変わるとファイル形式がMP4となるが、編集しにくくなる。



芽室町議会



芽室町議会

## 幕別町議会議場等の概要

### 1. 議場の概要

#### ① 議場

ア. 面積：約 233 m<sup>2</sup> (傍聴席 51.8 m<sup>2</sup>含む。)

※旧議場 (約 209 m<sup>2</sup>) の 1.11 倍

イ. バリアフリーに配慮した段床方式 (ひな段方式)

#### ② 議員登庁表示板

ア. LEDライトの表示板。

イ. ボタン押すと点灯し登庁、再度ボタンを押すと消灯し退庁。

#### ③ 議場机

ア. 議長席、議員席 (20 席)、説明員席 (32 席)、事務局長席、脇机、演壇、副演壇、傍聴席 (41 席、記者席、車椅子用スペース 2 席を含む)

※副演台は会議によって配置を変えるため、キャスター付き。

#### ④ 議場椅子

ア. 議長と事務局長席 ～ 前後にスライドする固定式

イ. 議員席、説明員席 ～ キャスターによる移動可。

ウ. 傍聴人席 ～ 横 6 連結の固定式。

#### ⑤ 机上設備

ア. 議員席 ～ スピーカー付きマイク

出席ボタン、投票時の賛成・反対ボタンのユニット  
氏名標 (蝶番、マグネット付き)

イ. 説明員席 ～ スピーカー付きマイク (間引きして配置)

差し込み式の氏名標

※会議中に着席者が変わるため。

#### ⑥ インターネット中継用カメラ

ア. 議員側と理事者側の 2 方向に向けて設置。

#### ⑦ 説明員特定のためのカメラ

ア. 発言しようとする説明員の席が書記席から見えづらいところがあり、死角となる説明員席側にカメラを設置し、書記席の 8 インチモニターで説明員を特定することで、議場機器の操作がスムーズに行える。

### 2. 議場の特色

#### ① 地元産資材の利用促進

ア. 議場机の突き板に北海道産材のタモ材を使用。

#### ② 議事進行

ア. 静音性を確保するため、天井及び壁面 (2 面) にルーバー (凹凸) を設置。音の響きが小さくなり、より落ち着いた議事運営が図られる。

イ. 議場の進行を視覚で捉えやすくするため、議場内に 55 インチ液晶ディスプレイを 2 台（議場出入口上部）設置し、出席議員数、現在時刻、一般質問の発言残時間、電子表決結果を表示。

③ 議員への配慮

ア. 一般質問の再質問は副演壇において行っており、副演壇に 10 インチ液晶モニターを設置することで、質問者は視線を気にすることなく、かつ容易に残時間を確認することができる。

※一般質問の持ち時間：1 時間

④ 傍聴者対応

ア. 多くの傍聴者が来場したときの対応として、傍聴者ロビーに 32 インチ液晶テレビを設置。議場外で議会の進行状況を視聴することができる。

イ. 傍聴席の進入路をスロープとし、傍聴席に車椅子用のスペースを 2 席設けたことで、足の不自由な方も傍聴がしやすくなった。

ウ. 記者席横に、耳が不自由な方のための難聴者用ヘッドフォンを 2 ケ所設置。

エ. 傍聴席の椅子を、筆記台を収納できるタイプとした。

⑤ 説明員の議会对応

ア. 職員控室に 40 インチ液晶テレビを、説明員議場入室通路に 22 インチ液晶テレビを設置し、質問に対する迅速な対応をしやすいとした。

⑥ 議員定数が減となった時の対応

ア. 議員及び説明員の机を横連結しており、今後において議員定数等に変更があった場合に、容易にレイアウトの変更ができる。

⑦ 電子投票による明確性と会議時間の短縮

ア. 議員席と議長席に、出席ボタン、賛成ボタン、反対ボタンがセットになった表決システムユニットを設置。

イ. 表決の結果は、議場出入口上部に設置した 55 インチディスプレイ（2 台）に表示され、これまでの起立採決よりも賛成・反対の数が明確となり、かつ時間の短縮が図られる。

※議員は机の上、あるいは下でユニットの操作が可能。

【記名投票】賛成・反対の議員名、投票総数、賛成者数、反対者数を表示。

【無記名投票】議員名の表示なし。投票総数と賛成者数、反対者数の採決結果のみを表示。

3. その他（委員会室）

ア. 3 分割して利用することができることから、複数の会議を同時開催することができる。

イ. 仕切られている 3 室を繋げて利用することができるため、災害時の防災対策本部等など、広いスペースを必要とする場合の利用が可能。

ウ. インターネット中継のためのカメラを設置している。2 方向からの固定カメラでズーム機能なし。※平成 29 年 3 月から本格実施。

平成 25 年 1 月 22 日

庁舎建設に関する調査特別委員会  
委員長 千葉 幹雄 様

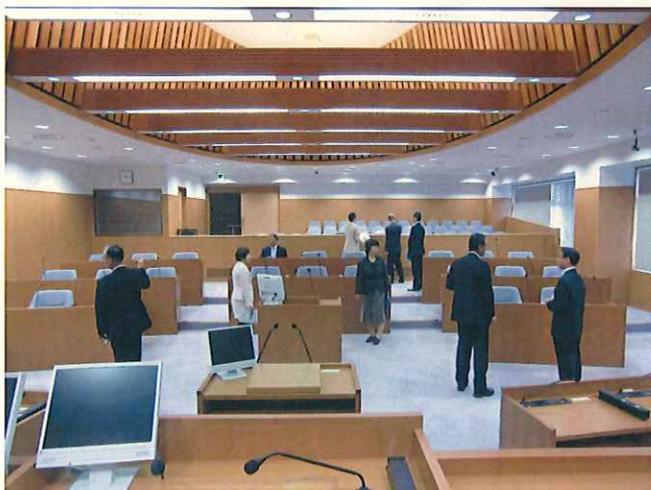
議会機能に関する小委員会  
委員長 齊藤 喜志雄

議会機能に関する協議事項について（第 2 回中間報告）

- 1 第 1 回中間報告済事項（中間報告資料 2 p～ 3 p） ※H24. 12. 21報告済

**議場**

バリアフリーに配慮した段床方式（ひな壇方式）とし、議会専用とする。傍聴席は現況（48席）程度とし、バリアフリーに配慮する。



参考：広島県安芸高田市議会（定数18人）  
段床方式 議場面積236㎡  
傍聴席40席

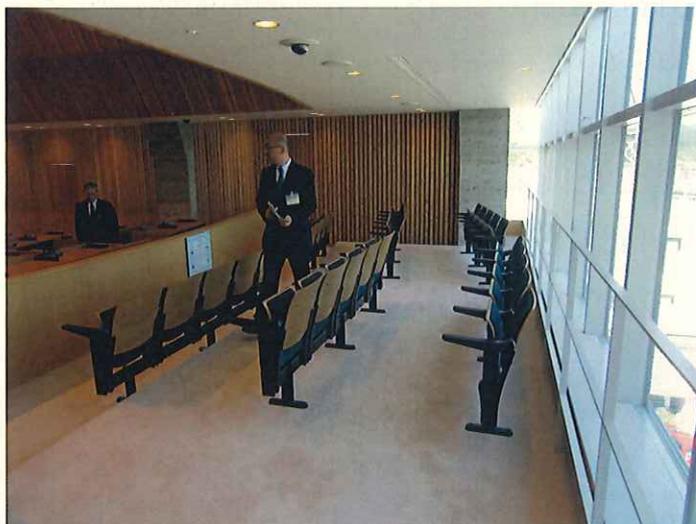
- 2 第 2 回中間報告事項

**(1) 議場面積** （中間報告資料 3 p）

現在の議席数（26席）から定数20人に合わせレイアウトを変更することにより、議席部分については面積を縮小することとするが、傍聴席を現況（48席）程度設けること及び車イススペースなどのバリアフリーに配慮するため、傍聴席については面積を拡大することが必要である。

総体面積としては現在の面積（204㎡）程度とするが、説明のための議場出席者の範囲等については、執行機関との調整が必要であるため、面積については確定したものではない。

なお、傍聴者が48人以上となり、議場内に入ることができない場合等、議会中継を視聴できるよう委員会室にモニターを設置すること等については今後検討が必要である。



参考：高知県香美市（人口27,925人）  
傍聴席30席  
（手前が車イス用スペース）

## (2) 委員会室（中間報告資料3p～4p及び別紙1）

現在の委員会室は、傍聴者や説明員用のスペースが不足しているため、議員全員のほかに説明員や傍聴者が余裕を持って入ることができるような面積の会議室（大会議室）が必要である。

また、議員全員が出席する会議室のほかに、常任委員会等の小規模面積の会議室（小会議室）を設ける。

これらの会議室は、町部局との共有会議室として多目的に利用するほか災害対策本部としても活用することとし、会議の多様化に対応するため遮音機能を有する間仕切り壁を装備する。

- ※ 定例会期間中は議会優先とするが、災害対策本部等が設置された場合、委員会等は議場で開催する。
- ※ 多様な会議に対応するため、折りたたみ式机やイス等を収納する備品庫が必要。
- ※ 常任委員会等のインターネット中継が行うことができるようネットワークの配線及び録音機器（無線マイクほか）等を装備する。
- ※ 大会議室は、毎月開催される農業委員会総会等（委員定数26人、事務局6人以上、会議公開）、議会以外での使用も視野に検討する必要がある。

**(3) 議員控え室**（中間報告資料 4 p）

現況面積（68㎡）程度の1室とし、会派ごとの席（応接セット）を配置して、ロッカーとメールボックス（1体式等）を室内に設置する。



参考：広島県庄原市議会（定数25人・会派4）  
控え室面積 76㎡  
（ロッカーが室内に設置されている）



参考：広島県安芸高田市議会（定数18人）  
メールボックス  
（全員協議会室（111㎡）内に、メールボックスとロッカーが設置されている）

**(4) 正・副議長室**（中間報告資料 5 p）

正・副議長室は同室とし、現況面積（48㎡）程度の広さとする。

また、接客対応のほか、議会運営委員会役員会（6人）や会派代表者会議等を同室で行うことができるよう、応接セットを配置する。

- ※ 現在、設置されている手洗い、更衣スペースは必要なし。
- ※ 議長、副議長用のロッカーとメールボックスは、室内に設置する。

**(5) 議会事務局用執務室**（中間報告資料 5 p）

現況面積（40㎡）程度とする。

**(6) その他の施設**

**① 「図書室」**（中間報告資料 6 p）

議員控え室及び事務局用執務室に隣接する独立した図書室を設置し、会議録や議案等の議会資料が収納可能な書庫を併設する。

※参考 地方自治法 【抜粋】

〔調査・出頭証言及び記録の提出請求並びに政務調査費等〕

第100条第18項 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

第100条第19項 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。



参考：広島県庄原市議会  
図書室面積 32㎡  
(閲覧用の席及び応接セットがあり、  
打ち合わせや接客にも使用できる)

参考：高知県香美市議会  
図書室面積 26㎡

②「更衣室」(中間報告資料6 p)

多目的トイレを設け、更衣室として活用する。

③「喫煙室」(中間報告資料6 p)

新庁舎全体との整合性を図りつつ、設置を要望する。



参考：広島県安芸高田市議会  
喫煙室(約10㎡)  
(H22高田市たばこ税収入 163,065千円)

④「トイレ」(中間報告資料6 p)

男性用は現況(大2基、小5基)程度とするが、女性用トイレが現在2基しかないため、増設を要望する。

(7) 諸設備(中間報告資料7 p)

モニターなどの視聴覚設備や電子採決システムなど、設備関係は最新式のものを導入することとし協議を進める。

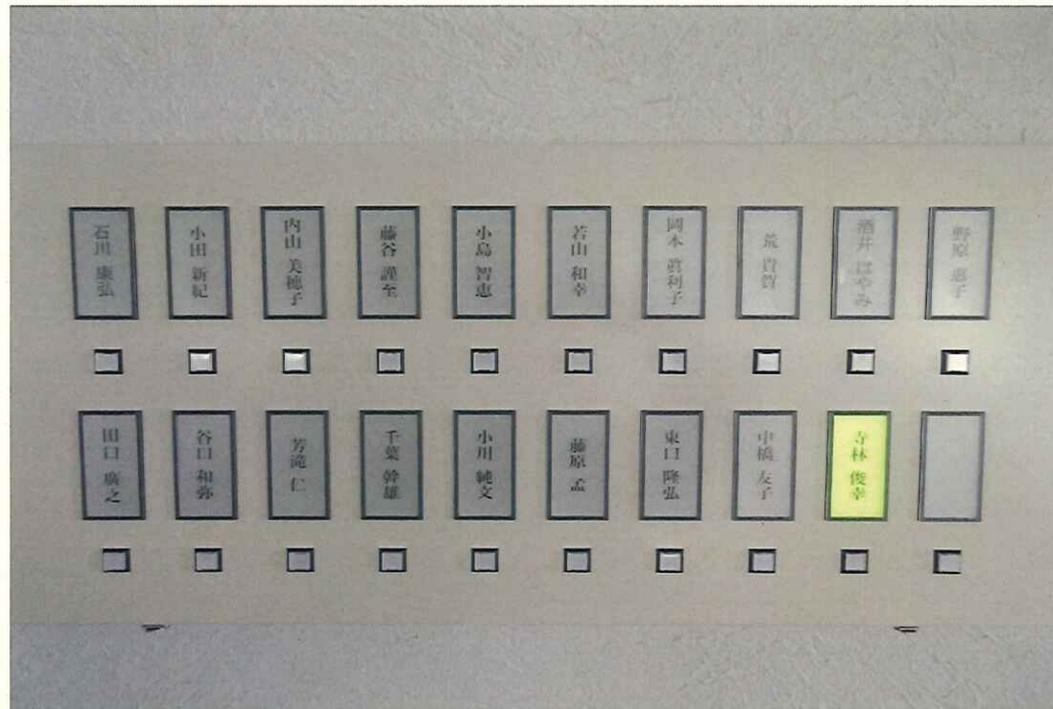


参考：広島県安芸高田市議会  
議場設置大型モニター及び  
議員席電子採決等操作パネル  
(議長、局長席、演台にモニターが設置  
されている)

投票ボタン  
賛成、反対、取消  
(隣から見えないよう目隠しカバー設置)

## 電子表決システム等の概要について

### ◆議員登庁表示板

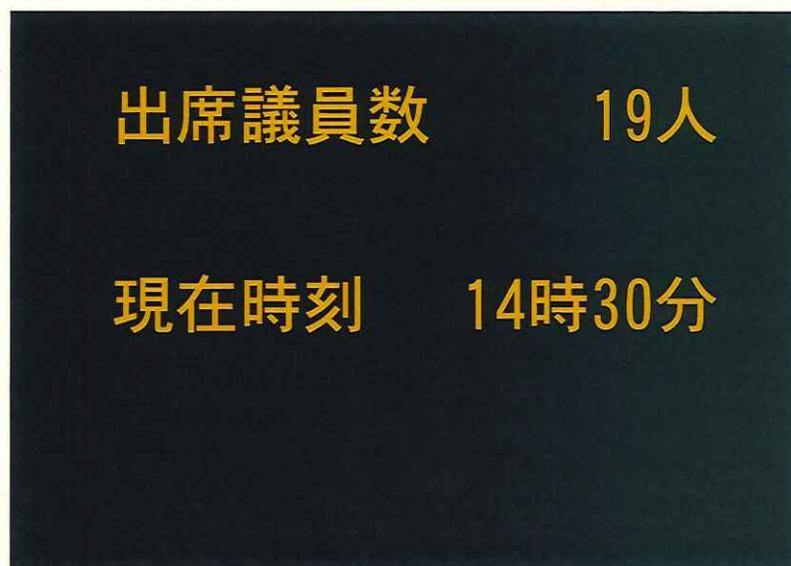


議事堂に参集した場合、出席の通告として議場入口の議員登庁表示板のボタンを押します。緑色に点灯します。帰られるときは、もう一度押すことで消えます。  
(議場との連動はなく、登庁表示板単体で使用)

## ◆採決時以外のモニター表示(55インチ)等について

※議場の東西の出入り口の上部に1台ずつ設置(同じ表示)。

(Aモニター) 通常時の画面表示



(Bモニター) 一般質問時の画面表示



**【出席議員数】**議員席の3ボタン式の議員ユニット(出席・賛成・反対)と連動。出席時ボタンを押下し点灯、退席時出席ボタンを再度押下することで消灯する。採決システムに連動することもあり、議員の押し忘れや突如の退席等の場合は事務局で対応できる仕様。

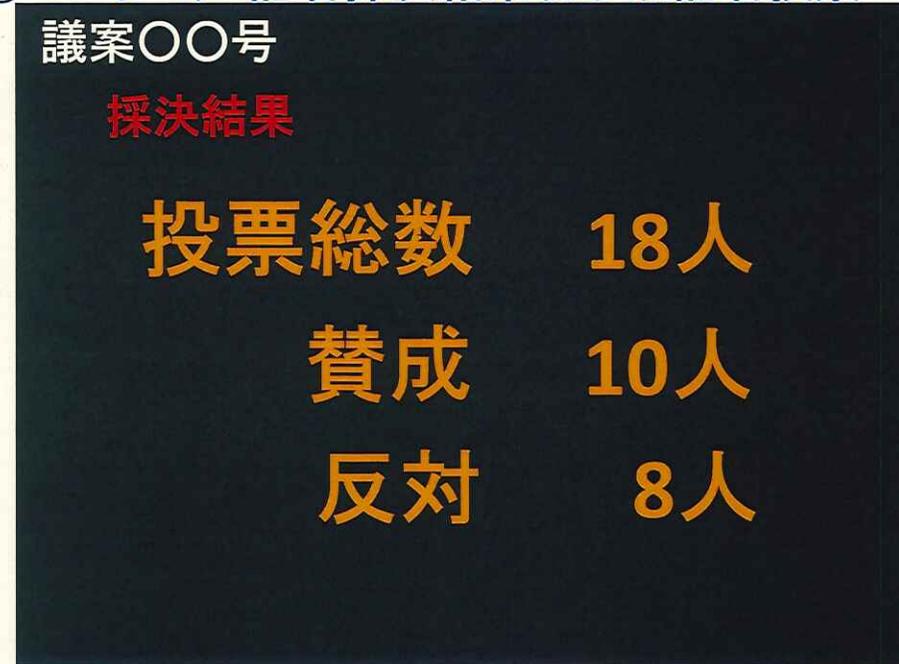
**【発言残時間】**5分前になった時点で『●』の部分が点滅となり、残時間が警告(ブザー音)される。  
※議員一般質問演台にモニターを設置し、「Bモニター」と同様の表示が演台で確認できる。

1分前、0秒も7サー

◆採決時のモニター表示等について

(①モニター) 記名表決中及び採決結果

(②モニター) 記名採決結果及び無記名投票



【記名方式】「①モニター」賛成・反対ボタン押下と同時に緑色、黄色に表示される(随時)。

「①モニター」の議員名の表示確定後、「②モニター」の採決結果に画面切替、再度「①モニター」に戻ることで中継視聴者や傍聴者等にわかりやすい運用を想定。

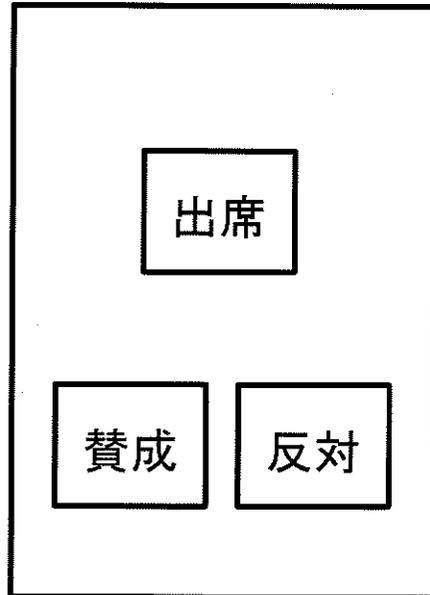
【無記名方式】「②モニター」に最終結果のみ表示される。システムにログ(誰が賛成・反対かの情報)を残さない仕様。秘密性を確保するために机の下に設置できる仕様。(先進地調査では電子採決導入を機に無記名から記名に変更した場合と無記名投票についてはあくまで投票箱での運用をしている場合の2択であった)。

- 押し間違えた場合～書記卓設置の議長ユニットの確定ボタンを押下する前なら押し直しが可能。
  - 押さない場合～書記卓設置の議長ユニットの確定ボタン押下後、反対(黄色)表示となる。
- ※幕別町議会会議規則第81条第2項ただし書き:確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

## ◆参考資料

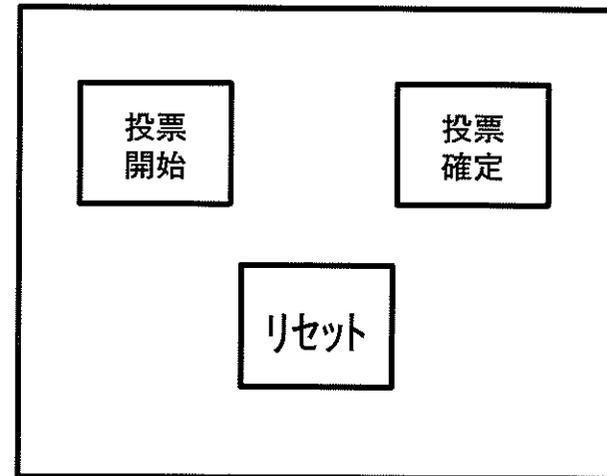
### 議員ユニット概要(特注品)

議長卓(1)+議員卓(20)に設置



### 議長ユニット概要(特注品)

事務局(書記卓)に設置



事務局が議長ユニットの投票開始ボタンを押下⇒議員ユニットの賛成、反対ボタンが点灯。

押したボタンは点灯し、逆のボタンは消灯する。

無記名投票時は机の下で操作、設置できる仕様。

## ◆採決運用例(左に次第、右にシステムの状況を例示。次第はあくまで参考)

### 【次第例】 『⇒』 システムの状態、操作等

⇒  
○ 異議がありますので、「電子表決システム」により採決を行います。  
⇒

○ 本件は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対のボタンを押してください。

⇒ 投票開始【記名方式】

○なお、会議規則第81条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

○ 押し忘れはありませんか。

[なしの声あり]

○ なしと認め、確定します。

⇒ 投票確定

○ 投票総数 人、賛成 人、反対 人。

[賛成多数]

○ したがって、本件は原案のとおり可決されました。

⇒リセット

[反対多数]

○ したがって、本件は否決されました。リセット

### 【システムの状況】記名投票ver

【Aモニターは出席議員数、時刻表示(2P)】

【事務局書記席カメラマイク制御システム「投票」表示ボタンを押下、  
①記名採決モニターが表示され、議員は『白』表示、欠席は『グレー』】

【事務局が議長ユニットの採決(投票開始)ボタンを押下⇒議員ユニットの賛成、反対ボタンが点滅、①モニターに「表決中」が点滅】

【議員ユニットのボタンが押した方は点灯、逆のボタンは消灯】

【①モニター上、押下の順に賛成、反対が点灯(橙色の同色を想定)していく】

【事務局が議長ユニットの確定ボタンを押下。①モニター上、「採決結果」が点灯。押していない者は黄(反対)に点灯する。3秒程度】

【②モニターに切替、総数表示される 3秒程度】

【再度①モニターを表示する。3秒程度】

【議長ユニットのリセットボタンを押下。Aモニター(通常表示)に戻る】

議事から採決までの間は1回毎に採決決定  
農事等の場合は最初のみ

# 1.カメラ制御システム(画面イメージ)

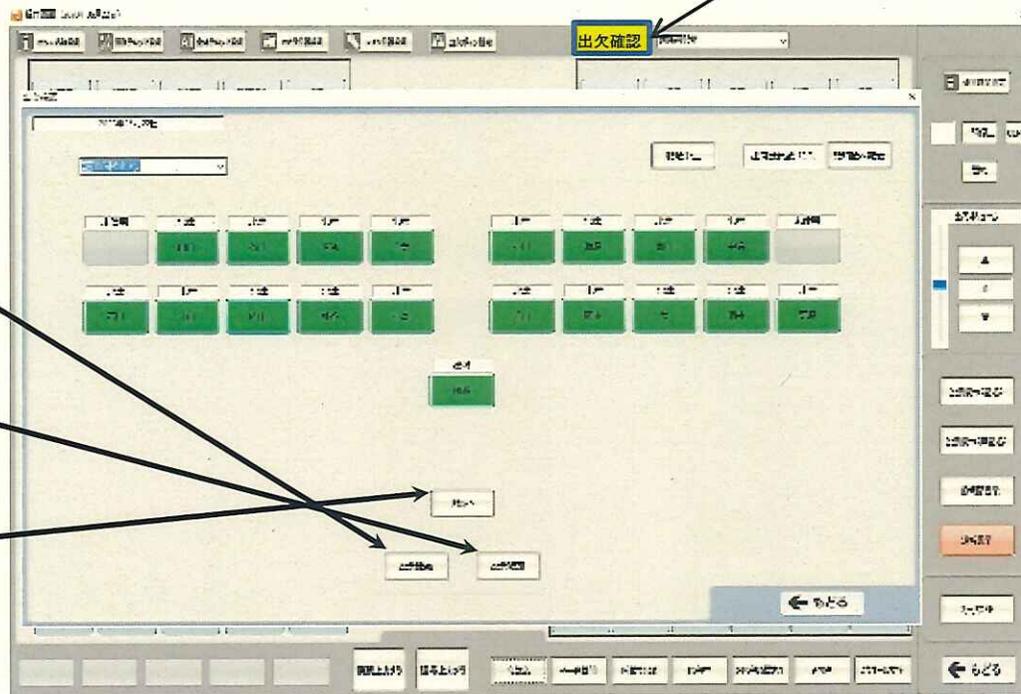
- ・カメラ制御システムに、「発言時間設定」や「採決投票表示」ボタンを作成
- ・カメラ制御「投票表示ボタン」にて、手動表示切替対応を予定

・出欠確認ボタン追加  
議会開会前に議員の出欠  
を選択(別画面へ遷移)

①投票開始

②投票確定

③リセット



- 投票表示(記名)
- 投票表示(無記名)
- 一般質問表示
- 通常表示

議員席のボタンを3ボタン方式にして、第3ボタンを出欠ボタンとして、通常は議員の押下により出欠確認とし、緊急時(議員の押し忘れ、突然退席等)の場合は上記の書記席による管理が可能。

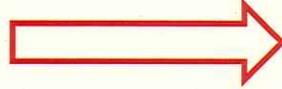
# 1. 押しボタン式投票ユニットの操作手順(議員ユニット)

## (1)出席ボタン操作

- ①出席ボタンのカバー  を開けてください。
- ②出席ボタンを押してください。  
※出席ボタンが赤色点灯したら、表決準備可能となります。
- ③出席ボタンのカバー  を閉めてください(誤操作防止)。



「出席」を押下したら点灯



表決可能

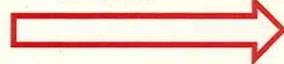
## (2)表決ボタン(投票)操作

- ①議長の「表決開始宣告」で、「賛成」「反対」ボタンが、緑色点灯になります。  
※押下したボタンが、赤色点灯します。
- ②議長の「表決確定宣告」で、押下した「賛成」「反対」が確定致します。  
※「表決確定宣告」までは、何度でも変更可能です。



投票可能

「賛成」を押下した場合



「反対」を押下した場合



## 2. 押しボタン式投票ユニットの操作手順(事務局ユニット)

### (1) 議員の出席確認

※出席議員数の確認

### (2) 投票開始ボタン操作

①議長の「投票開始宣告」で、「投票開始」ボタンを押してください。

※議員投票ユニットの「賛成」「反対」ボタンが有効になります。



### (3) 投票確定ボタン操作

②議長の「投票終了宣告」で、投票確定ボタンを押してください。

※議員が押下した「賛成」「反対」投票が確定されます。



### (4) リセットボタン操作

③決議の確認が出来ましたら、リセットボタンを押してください。

※議員ユニットが「表決可能」に戻ります

※表決議題毎に上記(2)～(4)の操作を繰り返します。

## 議員ユニットの動作

### ①投票可能状態



### ②議員「賛成」「反対」押下



### ③表決可能状態



## 電子投票システム 投票結果ログ (記録)

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 記名投票

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 (未使用) 3人

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 田口 賛成

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 谷口 賛成

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 芳滝 賛成

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 千葉 賛成

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 小川 賛成

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 藤原 賛成

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 東口 賛成

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 中橋 反対

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 (未使用) 2人

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 石川 賛成

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 小田 賛成

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 内山 賛成

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 藤谷 賛成

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 小島 賛成

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 若山 賛成

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 岡本 賛成

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 荒 反対

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 酒井 反対

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 野原 反対

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 投票総数 18

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 賛成 14

2020/05/15 13:24:46 議案第 39 号 反対 4

2020/05/15 13:24:46 -----

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 無記名投票

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 未使用

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 田口 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 谷口 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 芳滝 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 千葉 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 小川 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 藤原 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 東口 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 中橋 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 未使用

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 石川 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 小田 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 内山 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 藤谷 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 小島 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 若山 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 岡本 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 荒 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 酒井 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 野原 出席

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 投票総数 18

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 賛成 18

2019/09/26 14:25:08 議案第 72 号 反対 0

2019/09/26 14:25:08 -----